

作成日 2010/12/20
改訂日 2025/12/22

安全データシート（SDS）

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称:ボンフロン水性UVカットクリヤー
種類:弗素系エマルジョンペイント
会社名:ボンフロン株式会社
住所:〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目9番地
担当部門:CSR室 江澤 孝行
電話番号:03-5217-5104
FAX番号:03-5217-5105
緊急連絡電話番号:03-5217-5104
整理番号:60849
使用上の制限:推奨用途以外への使用は推奨しない。
用途:
建築用

2. 危険有害性の要約

GHS分類:
物理化学的危険性:
健康に対する有害性:
環境に対する有害性:
水生環境有害性 長期（慢性） :区分3
GHSラベル要素:
絵表示またはシンボル:なし
注意喚起語:なし
危険有害性情報:
・有機溶剤中毒を起こす恐れがある。
・長期継続的影響によって水生生物に有害。
注意書き:
安全対策:
・環境への放出を避けること。
応急措置:
・気分が悪いときは、医師の診察、手当てを受けること。
・火災時には炭酸ガス消火器、泡消火器又は粉末消火器を用いて下さい。
保管:
・換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
・容器を密閉しておくこと。
廃棄:
・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質／混合物の区分:混合物
化学名または一般名:情報なし
化学特性（化学式等）:情報なし
毒物及び劇物取締法:該当せず

成分名	CAS RN	含有量(%)	安衛法 通知物質	毒劇法	PRTR法
ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル		1.0	○	－	1種-407

補足説明:
・成分情報／安衛法通知物質（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）にて記載されている記号の内容は以下の通りとなります。
○：既存
R8：R8年4月1日以降（施行予定）
R9：R9年4月1日以降（施行予定）
特別則該当物質は有効数字2桁で表示しております。
営業上の秘密に該当する物質については5%刻みでの表示をしております。

4. 応急措置

吸入した場合:

- ・蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること、気分が悪い時には、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合:

- ・付着物を布にて素早く拭き取る。
- ・大量の水および石鹸または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
- ・外観に変化が見られたり、刺激痛みがある場合、気分が悪いときには医師の診断を受けること。

目に入った場合:

- ・直ちに、大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・できるだけ早く医師の診察を受けること。

飲み込んだ場合:

- ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- ・嘔吐物は飲み込ませないこと。
- ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

応急措置をする者の保護:

- ・適切な保護具（保護メガネ、防護マスク、手袋等）を着用する。
- ・換気を行う。

5. 火災時の措置

適切な消火剤:全ての消火剤

使ってはならない消火剤:情報無し

特有の消火方法、消火を行うものの保護:

- ・周辺火災に対応して、消火活動を行うこと。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:

- ・作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグルなど）を着用する。
- ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。

環境に対する注意事項:

- ・河川への排出等により、環境への影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法/機材:

- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。
- ・漏出物は、密封できる容器に回収し、安全な場所に移す。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い:

技術的対策:

- ・換気のよい場所で取り扱う。
- ・容器はその都度密栓する。

保管:

技術的対策:

- ・日光の直射を避ける。
- ・風通のよいところに保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策:

- ・屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられるような設備とすること。

保護具:

呼吸器の保護具:

- ・作業を行う場合には適切な保護マスクを着用すること。

手の保護具:

- ・有機溶剤または化学薬品が浸透しない材料の手袋を着用する。

目の保護具:

- ・取扱いには保護メガネを着用すること。

皮膚及び身体の保護具:

- ・取り扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣類を着けること。また化学品が浸透しない材質であることが望ましい。

その他:

- ・静電塗装作業を行う場合には、通電靴を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態:液体

色:情報なし

臭い:情報なし

融点／凝固点:情報なし

沸点又は初留点及び沸騰範囲:情報なし

可燃性:情報なし

爆発上限界及び爆発下限界／可燃限界:0[vol %] / 0[vol %]

引火点:

自然発火点:情報なし

分解温度:情報なし

pH:情報なし

動粘性率:情報なし

溶解度:

水に対する溶解度:情報なし

水に対する溶解性:情報なし

溶媒に対する溶解度:情報なし

溶媒に対する溶解性:情報なし

n-オクタノール／水分配係数:該当なし

蒸気圧:情報なし

密度及び／又は相対密度:1.075

相対ガス密度:情報なし

粒子特性:情報なし

10. 安定性及び反応性

危険有害反応可能性:

- ・常温付近では危険な反応はしない。
- ・製品は安定していると考えられる。

避けるべき条件:

- ・高温を避ける。

混触危険物質:

情報なし

危険有害な分解性生成物:

- ・一酸化炭素などの有害性ガスが発生する場合がある。

反応性:

情報なし

化学的安定性:

情報なし

11. 有害性情報

急性毒性:

情報なし

皮膚腐食性／刺激性:

情報なし

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性:

情報なし

呼吸器感作性:

情報なし

変異原性（生殖細胞変異原性）:

情報なし

発がん性:

情報なし

生殖毒性:

情報なし

特定標的臓器毒性（単回ばく露）:

情報なし

特定標的臓器毒性（反復ばく露）:

情報なし

誤えん有害性:

情報なし

12. 環境影響情報

- ・漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。
- 残留性／分解性：
情報無し
- 生態蓄積性：
情報無し
- 土壤中の移動性：
情報無し
- オゾン層への有害性：
情報無し
- 生態毒性：
- 水生環境有害性 短期（急性）：
情報なし
- 水生環境有害性 長期（慢性）：
情報なし

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物：

- ・廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約（マニフェスト）をして処理をする。
- ・塗料製品、廃材料および焼却灰などの一部が特別管理産業廃棄物の「特定有害産業廃棄物」に該当する場合は関係する法規に準じて処理を行うこと。
- ・容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律に従って処理を行うか、委託をすること。

汚染容器および包装：

- ・許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。
- ・空容器は内容物を完全に除去してから処分する。

1 4. 輸送上の注意

- ・容器にもれないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。
- ・取扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。

国連番号：-

陸上輸送：

- ・消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。

海上輸送：

- ・船舶安全法に定めるところに従うこと。

航空輸送：

- ・航空法の定めるところに従うこと。

指針番号：-

1 5. 適用法令

労働安全衛生法：

- ・57条の2 通知対象物質

廃棄物の処理及び清掃に関する法律：

化学物質管理促進法：

- ・第1種

1 6. その他の情報

引用文献：

- ・日本塗料工業会編集「原料物質データベース」
- ・日本塗料工業会編集：製品安全データシート・ガイドブック（混合物用）
- ・オーム社：溶剤ポケットブック
- ・危険物防災救急便覧
- ・国際化学物質安全カード（ICSC）

その他：

- ・このSDSは、当社の製品を適正にご使用戴くために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常の取扱いを対象としたものです。
- ・記載内容は、現時点で入手した資料、情報データに基づき作成しておりますが、危険、有害性に関する評価は必ずしも十分なものではありませんので、取扱いには十分注意してください。

- ・このSDSは、法令の改正新しい知見により予告なく改定することがあります。
- ・このSDSは、国の規制を含む（社）日本塗料工業会の基準に基づくものでありますが、地方自治体の規制情報は含まれていませんので、当該自治体の規制に従って対処してください。
- ・危険有害成分の濃度（%）表示の幅記載は「以上～未満」を示しています。
- ・P R T R該当物質については1，2種は1%以上、特定1種0.1%以上の場合に対象となります。
- ・P R T R 2種については国（事業所管大臣）への報告は不要です。
- ・2項危険有害性の要約のG H S分類で区分の記載がない危険有害性項目については「区分に該当しない」又は「分類できない」に該当します。